

登校許可証が必要な学校感染症一覧 (川崎市医師会で定められているもの)

感染症	出席停止期間の基準	潜伏期間	主な感染経路
インフルエンザ	発熱した後5日経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。	1-4日	飛沫感染
百日咳	特有の咳が消失するまで。または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。	5-21日	飛沫感染
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。	7-18日	空気感染
流行性耳下腺炎 (おたふく・ムンプス)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで。	12-25日	飛沫感染
風疹	発疹が消失するまで。	14-23日	飛沫、母児感染
水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで。	10-21日	空気感染
流行性角結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。	2-14日	接触感染
急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。	2-3日	接触感染
咽頭結膜熱 (プール熱・アデノウイルス)	主要症状が消退した後2日を経過するまで。	2-14日	飛沫感染
溶連菌感染症	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。	2-5日	飛沫感染
その他感染症 (マイコプラズマ・手足口病・ヘルパンギーナ等)	主治医が出席停止の指示をした場合に出席停止の扱いとなる場合があります。学校までお問い合わせください。		

1. 医師の許可があるまで、家庭で安静にする。その間「出席停止」とする。
2. 感染症から回復して登校する際、医療機関で「登校許可証明書」を発行していただき、学校への提出が必須となります。また、医療機関によっては500円程度の文書料がかかりますが、保護者の負担となります。
3. 新型コロナウイルス感染症に関しましては、登校許可証明書は必要ありません。
4. インフルエンザに関しましては、療養報告書の提出が必要となりますので、御幸小学校のホームページからダウンロードし提出をお願いします。